

青森県報

号外第二十四号

平成二十九年
三月二十七日
(月曜日)

目次

規則

- 青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則……(市町村課) ……一
- 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則……(情システム報) ……二
- 青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則……(障害福祉課) ……五

規則

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

青森県住民基本台帳法施行細則(平成十四年八月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の三項を加える。

4 条例第二条第一項第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施に関する事務
- 二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の変更に関する事務
- 四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務
- 五 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務
- 七 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う外国人に対する保護に係る徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。)に関する事務
- 5 条例第二条第一項第五号の規則で定める事業は、ウイルス性肝炎(B型肝炎及びC型肝炎に限る。)の早期治療の促進を図るための医療費の助成に関する事業(以下「肝炎治療特別促進事業」という。)とし、同号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。
 - 一 肝炎治療特別促進事業に係る肝炎治療受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 二 肝炎治療特別促進事業に係る肝炎治療受給者証の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
 - 三 肝炎治療特別促進事業に係る肝炎治療受給者証の再交付に関する事務
 - 四 肝炎治療特別促進事業に係る受給資格の喪失の届出の受理に関する事務
- 6 条例第二条第一項第六号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - 一 青森県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年三月青森県条例第十三号)による脱退等一時金の給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又

はその請求に対する応答に関する事務

二 青森県心身障害者扶養共済制度条例による年金受給権者の死亡の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

三 青森県心身障害者扶養共済制度条例による年金受給権者の現況の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務

四 青森県心身障害者扶養共済制度条例による年金受給権者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認に関する事務

第三条第三項中「第一条第二項第三号」を「第一条第二項第四号」に、「及び学び直し支援金」を「並びに学び直し支援金及び標準修業年限超過者等就学支援金」に改め、同項に次の六号を加える。

八 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

九 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給資格認定申請者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十一 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の収入状況届出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十二 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の支給の停止若しくは再開の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十三 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の支給停止届出者一覧若しくは支給再開届出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第二条第二項第二号」を「第二条第二項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第一条第二項第一号」を「第一条第二項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の

一項を加える。

条例第二条第二項第一号の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第二条第一項の規定の趣旨に基づいて支弁する特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則（平成二十七年十二月青森県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「別表第一の六の項」を「別表第一の九の項」に、「及び学び直し支援金」を「並びに学び直し支援金及び標準修業年限超過者等就学支援金」に改め、同項に次の六号を加える。

八 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

九 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給資格認定申請者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事

実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十一 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の収入状況届出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十二 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

十三 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の支給停止申出者一覧若しくは支給再開申出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

第二条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「別表第一の五の項」を「別表第一の八の項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「別表第一の四の項」を「別表第一の七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施に関する事務

二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の変更に関する事務

四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務

五 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務

七 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う外国人に対する保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務

5 条例別表第一の五の項の規則で定める事業は、ウイルス性肝炎（B型肝炎及びC型肝炎に限る。）の早期治療の促進を図るための医療費の助成に関する事業（以下「肝炎治療特別促進事業」という。）とし、同項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 肝炎治療特別促進事業に係る肝炎治療受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 肝炎治療特別促進事業に係る肝炎治療受給者証の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

三 肝炎治療特別促進事業に係る肝炎治療受給者証の再交付に関する事務

6 条例別表第一の六の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項の規定の趣旨に基づいて支弁する特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

第三条の見出し中「第三条第二項」を「別表第二」に改め、同条第一項中「第三条第二項第一号」を「別表第二の一の項」に、「同号」を「同項」に改め、「情報は、」の下に「当該申請を行う者に係る」を加え、同条第二項中「第三条第二項第二号」を「別表第二の二の項」に、「する」を「し、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報とする」に改め、同条第三項中「第三条第二項第三号」を「別表第二の三の項」に、「同号」を「同項」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年

内閣府 令第七号）第八条第一号イに規定する生活保護実施関係情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）を「次に掲げる情報」に改め、同項に次の各号を加える。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表

第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年 内閣府
 総務省 令第七号）第八条第一号イに規定する生活保護実施関係情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

二 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

第三条に次の二項を加える。

4 条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、第二条第四項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事務（同項第二号に掲げる事務にあつては、同号の外国人に対する保護の開始及び外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。）とし、同表の四の項の規則で定める情報は、生活保護法第二条の規定に準じて行う保護を必要とする状態にある外国人又は同条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人（以下「外国人要保護者等」という。）に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十九条第一号二からトまで、リからルまで、ネ及びビラに掲げる情報とする。

5 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の規定の趣旨に基づいて支弁する特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の五の項の規則で定める情報は、同条第一項の経費の支弁に関する情報（以下「法定特別支援学校就学奨励関係情報」という。）とする。

第五条の見出し中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第一項中「別表第二の一の項」を「別表第三の一の項」に改め、同条第二項中「別表第二の二の項」を「別表第三の二の項」に、「次のとおり」を「生活保護法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であつた者に係る次に掲げる情報」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 法定特別支援学校就学奨励関係情報

第五条第二項第二号中「要保護者等に係る。」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の規定の趣旨に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（以下「法定外特別支援学校就学奨励関係情報」という。）

第五条第三項中「別表第二の三の項」を「別表第三の三の項」に、「次のとおり」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項若しくは第三項の支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る次に掲げる情報」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 法定特別支援学校就学奨励関係情報

第五条第三項第二号中「要支援者等に係る。」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法定外特別支援学校就学奨励関係情報

第五条第五項中「別表第二の五の項」を「別表第三の六の項」に、「生活保護実施関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同項に次の各号を加える。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第五条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第二の四の項」を「別表第三の五の項」に、「生活保護実施関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同項に次の各号を加える。

一 生活保護実施関係情報

二 外国人生活保護実施関係情報

第五条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、第二条第四項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事務（同項第二号に掲げる事務にあつては、同号の外国人に対する保護の開始及び外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。）とし、同表の四の項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る次に掲げる情報とする。

一 法定特別支援学校就学奨励関係情報

- 二 法定外特別支援学校就学奨励関係情報
 - 三 学校保健安全法第二十四条の援助の実施に関する情報
- 第五条に次の一項を加える。

7 条例別表第三の七の項の規則で定める情報は、学校保健安全法第二十四条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

- 一 生活保護実施関係情報
- 二 外国人生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年四月青森県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第一項及び青森県住民基本台帳法施行条例（平成十四年七月青森県条例第五十七号）

第二条第一項の規定により加入者又は年金受取人に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の十五第一項に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下同じ。））を利用することができる場合は、第一号又は第二号に掲げる書類の添付を要しない。

第十三条第二項中「前項第五号」を「第一項第五号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が住民基本台帳法第三十条の十五第一項及び青森県住民基本台帳法施行条例第二条第一項の規定により年金受給権者に係る都道府県知事保存本人確認

情報を利用することができる場合は、当該住民票の写しの添付を要しない。

第十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に掲げる死亡（重度障害・障害）届書は、年金受給権者が死亡した場合にあつては、年金受給権者に係る住民票の写しを添えて提出しなければならない。

ただし、知事が住民基本台帳法第三十条の十五第一項及び青森県住民基本台帳法施行条例第二条第一項の規定により年金受給権者に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる場合は、当該住民票の写しの添付を要しない。

第十二号様式の注中「ア」の次に次のように加える。

2 知事が住民基本台帳法及び青森県住民基本台帳法施行条例の規定により加入者又は年金受取人に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる場合（加入者又は年金受取人が県内に住所を有する場合）は、それぞれ住民票の写しの添付を省略することができる。

第二十四号様式

「注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。 」

「添付書類

年金受給権者が死亡した場合にあつては、年金受給権者の住民票の写し注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 知事が住民基本台帳法及び青森県住民基本台帳法施行条例の規定により年金受給権者に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる場合（年金受給権者が死亡の際に県内に住所を有していた場合）は、住民票の写しの添付を省略することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。 」

改める。

第二十七号様式の注中「ア」の次に次のように加える。

2 知事が住民基本台帳法及び青森県住民基本台帳法施行条例の規定により年金受給権者に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる場合（年金受給権者が県内に住所を有する場合）は、住民票の写しの添付を省略することができる。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭